

建設企業協議会協議事項

〔 日時 令和6年5月21日(火)
午前10時
場所 第四委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 新たに土地が生じたことについて（八戸港河原木地区）
- 2 工事現場における人身事故について
- 3 八戸市下水道事業経営戦略の改定について
- 4 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正（案）の概要について

新たに土地が生じたことについて（八戸港河原木地区）

公有水面埋立法第2条第1項の規定により、令和2年6月25日に青森県知事が免許した公有水面埋立てについて、公有水面埋立法第22条第1項の規定により、令和5年11月27日に工事の竣功が認可され、新たに土地が生じたもの。

1. 新たに土地が生じた場所

八戸市豊洲2の2及び5に隣接する公有水面埋立地

2. 新たに土地となる面積

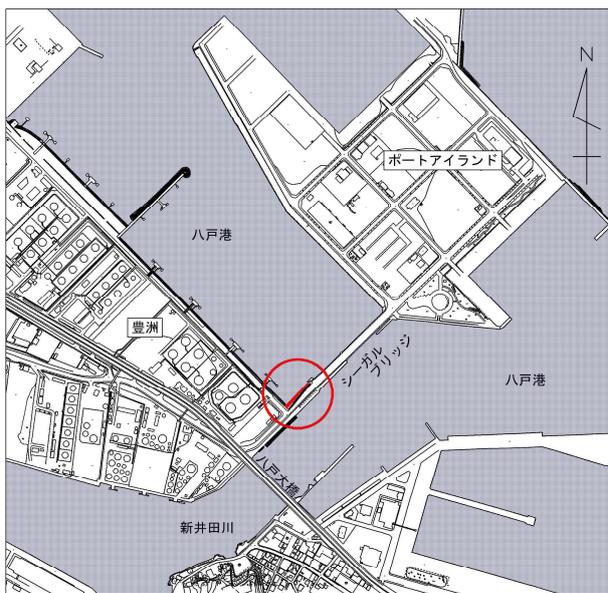
329.62㎡

3. 編入する字の区域

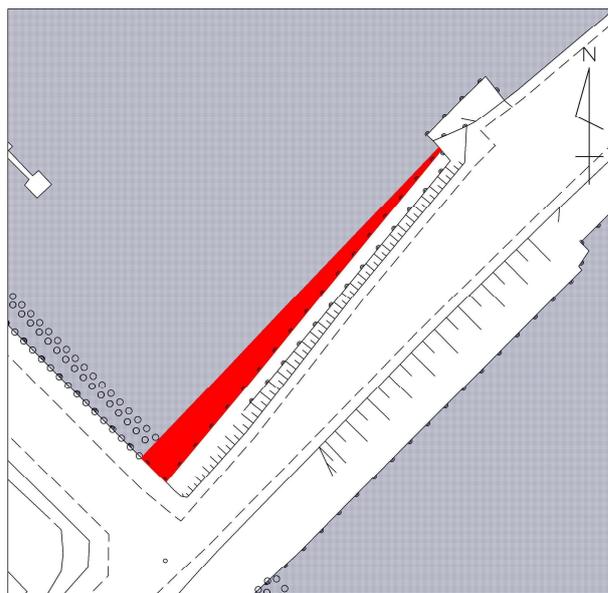
八戸市豊洲

4. 新たに土地が生じた区域

位置図



詳細図



工事現場における人身事故について

令和6年4月22日(月曜日)15時45分頃、市道階上道線の道路修繕工事において、作業員がマカダム式ロードローラに巻き込まれ死亡する事故が発生した。

【工事概要】

工事名 階上道線道路修繕(打換)工事
工事期間 令和6年2月27日から令和6年9月30日まで
請負業者 株式会社佐幸建設

【事故概要】

事故現場 八戸市大字鮫町字金屎 35-181 付近(市道:階上道線)

事故状況 工事現場は、3台の機械で路盤の転圧作業中であった。

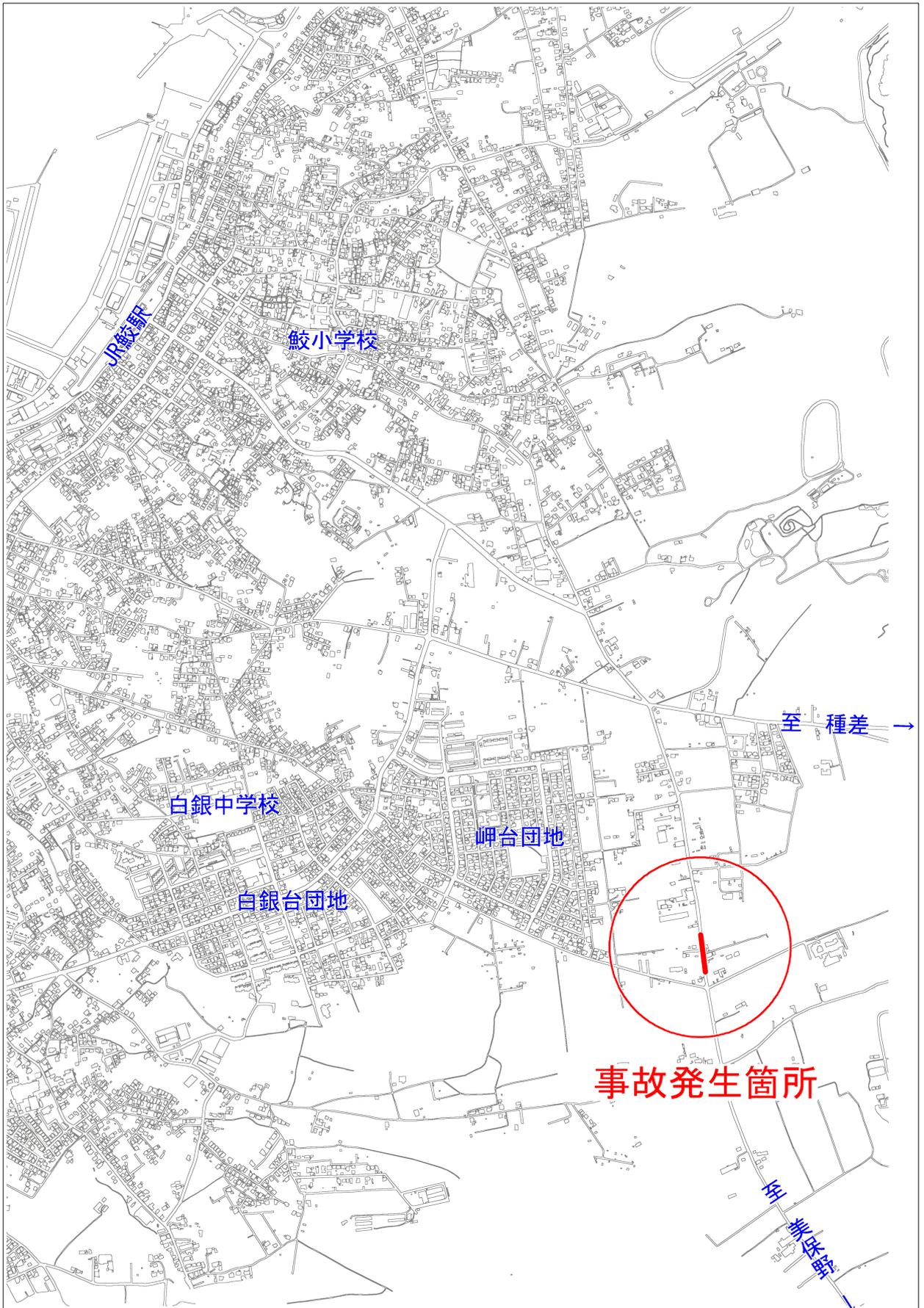
前方の作業待ちのため一時的に3台の機械を停車させたが、脇道からの一般車両が通過できなかったことで、最後尾にいたマカダム式ロードローラが後退したところ、後方で作業をしていた作業員がマカダム式ロードローラに下半身を巻き込まれ意識不明となった。

16時5分頃に救急車が到着し、八戸市立市民病院へ搬送されたが、その後死亡が確認された。

【事故後の対応】

事故発生日の翌日、請負業者である株式会社佐幸建設から状況報告を受けて、事故への対応及び安全対策について口頭で指導を行った。また、財政部長及び建設部長名で市内の建設業協会等へ注意喚起の文書を発出したほか、建設部長から設計担当課へ現場での安全対策再確認の周知を行った。

位置図



位置図(詳細)





八戸市下水道事業経営戦略の改定について

1. 経営戦略とは

「経営戦略」は、地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた収入と支出の今後を見通した計画である。

2. 経営戦略改定の趣旨

本市では、平成29年3月に農業集落排水事業の経営戦略を、平成31年1月に公共下水道事業の経営戦略を策定し、経営の健全化に取り組んでいる。

前回の戦略策定後の令和2年4月から、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた公営企業会計に移行し、現金主義会計方式ではなく発生主義会計方式を考慮した投資・財政計画に更新する必要があること、令和3年2月に公共下水道基本構想を見直し、令和17年度完了を目標とする新たな整備計画のもと未普及対策事業を進めてきていることなどを踏まえ、今後の事業継続に必要な財源に不足がないかを見通すため、現時点での投資・財政計画を試算し、下水道使用料の改定の必要性などを検証し、経営戦略を改定するものである。

3. 改定案の概要

(1) 計画期間

令和6年度～令和15年度までの10年間

(2) 経営の基本方針及び目標値

下水道事業の現状を整理したうえで、取り組むべき経営の基本方針及び目標値を以下のとおり設定。

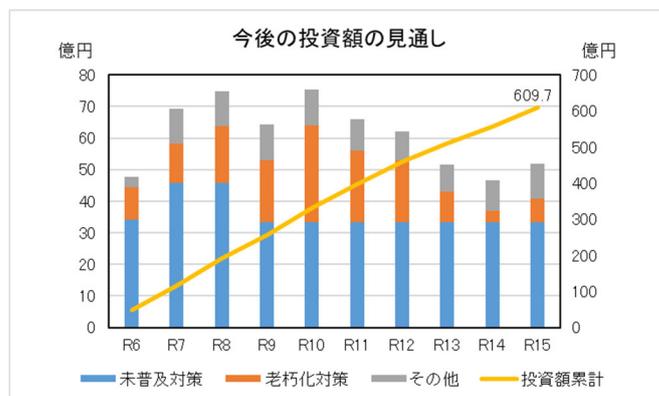
現 状	基本方針、目標値
<p>①下水道普及率が低い → 早期の未普及解消が必要</p> <p>【下水道普及率】R4実績値 67.77%</p>	<p>①計画的な建設投資の実施 公共下水道基本構想に基づく未普及対策事業を計画的に実施する。</p> <p>【下水道普及率】R15目標値 84.28% (参考) R17整備完了時目標値 87.00%</p>
<p>②水洗化率が低い → 接続促進が必要</p> <p>【水洗化率】 R4実績値 83.13%</p>	<p>②水洗化の促進 未接続者に対する普及啓発活動等により、水洗化の促進を図り、使用料収入を確保する。</p> <p>【水洗化率】 R15目標値 85.00%</p>
<p>③汚水処理原価が高く、経費回収率が低い → 経費節減・使用料収入の確保が必要</p> <p>【経常収支比率】R4実績値 102.87% 【経費回収率】 R4実績値 98.93%</p>	<p>③安定的な経営基盤の確立 事業の統合・見直し、民間活力の活用等により経費節減に努め、経営の健全化、効率化を進める。</p> <p>【経常収支比率】R15目標値 100.00%以上 【経費回収率】 R15目標値 100.00%以上</p>
<p>④既存施設の老朽化が進行 → 計画的な改築更新が必要</p>	<p>④下水道施設等の適正な管理・更新 適正な維持管理に努めるとともに、ストックマネジメント計画に基づく改築更新を進める。</p>

(3) 投資・財政計画（収支計画）

経営の基本方針の下、適切な投資と経営の健全化の両立を図るための今後の収支計画を試算した結果、投資及び維持管理に必要な財源を確保できる見通しであることから、計画期間内は、現在の使用料体系のままで事業を継続できる見込みである。

①投資について

- ・下水道基本構想に基づく未普及対策事業、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新の投資額は、10年間で約609.7億円の見込み。
(うち未普及対策事業費が約358億円、老朽化対策事業費が約155.5億円)



②投資以外の経費について

- ・維持管理に要する費用について、毎年度2パーセントの物価上昇を想定。

③財源について

- ・建設改良投資の財源については、国庫補助金及び、建設改良債の借入により確保する。
- ・維持管理費及び元利償還金の財源については、使用料収入、雨水の経費等に対する基準内の繰入金、及び元金償還金の財源に充当する資本費平準化債の借入により確保する。

【使用料収入】

普及率及び水洗化率の上昇により、整備が完了する令和17年度まで、年々増加する見込み。

【一般会計繰入金】

計画期間内の一般会計繰入金の所要額平均は、公共26.6億円/年、農集1.3億円/年、合計27.9億円/年の見込み。

【企業債残高】

令和4年度末に605億円である残高は、令和7年度以降は年々増加し、令和17年度の773.5億円をピークに減少に転じる見込み。

4. 今後のスケジュール

時期	内容
令和6年6月～7月	パブリックコメントによる意見募集、改定案への反映
令和6年8月下旬	経営戦略の改定、公表

八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

片道普通旅客運賃の最低額を改定するとともに、その他所要の改正を行うためのものである。

2 改正の内容

(1) 片道普通旅客運賃

区分	改定前	改定後
片道普通旅客運賃の最低額	170円 (小児90円)	190円 (小児100円)

〈市内路線バス上限運賃〉

初乗り運賃 190円、60円刻み、上限 370円

現行運賃	170円	220円	270円	320円
改定運賃	190円	250円	310円	370円

〈その他乗車券等の運賃〉

商品名	現行運賃	改定運賃
共通1日乗車券	市内 800円	市内 800円
	圏域 1,600円	圏域 1,500円
休日100円サービス	100円	150円
うみねこ号・いさば号	100円	初乗り 150円
		上限 200円

(2) 端数日付き通学定期券の導入

1箇月、3箇月及び6箇月の通学定期券について、1箇月未満の希望の日数を加えて購入できるものとする。

3 施行期日

令和6年10月1日

4 市民への周知

- ・ 広報はちのへ（9月号を予定）、市ホームページに掲載
- ・ バス停留所、バス車内等での周知

八戸圏域路線バスの運賃改定について

1 現状

八戸圏域では、バス利用者の利便性向上による利用拡大を図る交通政策として、平成23年10月よりバス運賃を対キロ区間制から上限運賃制に変更しており、その後は、利用者の負担軽減を図るため、令和元年10月の消費税増税時以外は運賃改定しておらず、現行の運賃でバス路線を維持してきたところ。

2 運賃改定の理由

人口減少による利用者の減少に加え、乗務員の賃金水準の適正化、燃料およびバスに関わる部品や資材等のコスト上昇により、各路線バス事業とも厳しい経営環境での運営を余儀なくされており、国・県・市町村等の支援を受けて運行を維持している状況であり、八戸圏域における公共交通の中心的役割を担っているバス事業の持続性を高め、住民生活に必要な円滑な移動手段を今後も確保するため。

3 運賃改定の内容

- ・市内を運行するバス事業者3社（八戸市営バス・南部バス・十和田観光電鉄バス）との協議の結果、上限運賃制による利便性を維持しつつ、事業者の事業性を確保するため、令和6年10月1日から改定するもの。
- ・なお、現在運賃改定に向けて、国・県との調整や関係町村・バス事業者と協議中。

（運賃改定案）

- ・初乗り運賃 190 円、60 円刻み、市内上限 370 円、圏域上限 610 円

現行運賃	170 円	220 円	270 円	320 円	370 円	420 円	470 円	520 円	値上げ率 平均 15.9%
改定運賃	190 円	250 円	310 円	370 円	430 円	490 円	550 円	610 円	

（参考）タクシー料金（令和5年6月）の値上げ率：13.96%

※小児運賃は半額、また、端数が出る場合は10円単位に切り上げ。

4 運行主体

市交通部、岩手県北自動車(株)南部支社、十和田観光電鉄(株)

5 対象路線（圏域路線を含む）

- ・市営バス：15 路線・・・鮫線、八戸駅線、岬台団地線ほか
- ・南部バス：40 路線・・・八戸駅線、八戸ニュータウン線、是川団地線ほか
- ・十鉄バス：2 路線・・・十和田八戸線、八戸線

6 その他主な乗車券等の運賃改定(案)

商品名		現行運賃	改定運賃
市営・南部 共通	共通1日乗車券	市内 800 円 圏域 1,600 円	市内 800 円 圏域 1,500 円
	休日 100 円サービス	100 円	150 円
市営	うみねこ号・いさば号	100 円	初乗り 150 円 上限 200 円

7 市民への周知

- ①広報はちのへ（9月号を予定）、市ホームページに掲載
- ②バス停留所、バス車内等での周知

8 今後の予定

市交通部が、八戸市自動車乗車運賃等条例の改正案を6月議会に提案するとともに、国への申請に必要な手続きとして、6月下旬（予定）に、八戸市及び八戸圏域の運賃協議会で運賃に係る協議を行う予定。